

9. 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

対象事業の実施による大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、図9-1に示す範囲である。

図に示す外形線は、景観における近景域の範囲※¹及び電波障害における遮へい障害の範囲※²である。

その地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名は、表9-1に示すとおりである。

表9-1 環境に影響を及ぼすと予想される地域の町名

特別区の名称	町 名
港 区	北青山一丁目の一部、北青山二丁目の一部、北青山三丁目、 南青山二丁目の一部、南青山三丁目、南青山四丁目の一部、 南青山五丁目の一部、南青山六丁目の一部、西麻布二丁目の一部
渋谷区	神宮前一丁目の一部、神宮前二丁目の一部、神宮前三丁目、 神宮前四丁目、神宮前五丁目の一部、神宮前六丁目の一部、 渋谷四丁目の一部
新宿区	霞ヶ丘町の一部

※1: 近景域の範囲は、計画地を中心とした800m以内の地域とする。

※2: 遮へい障害(地上デジタル放送)の範囲は、概略検討による範囲であり、計画地南西方向に生じる。今後、本調査計画書に基づくテレビ電波の受信状況に係る現地調査等、予測及び評価を行う予定であり、遮へい障害の範囲が変更となる可能性がある。

